

株式会社 清水銀行 定款

株式会社清水銀行定款

第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当銀行は、株式会社清水銀行と称する。

英文では、THE SHIMIZU BANK, LTD. と表示する。

(目 的)

第 2 条 当銀行は、次の業務を営むことを目的とする。

1. 預金または定期積金の受入れ、資金の貸付けまたは手形の割引ならびに為替取引
2. 債務の保証または手形の引受けその他の前号の銀行業務に付隨する業務
3. 国債、地方債、政府保証債その他の有価証券に係る引受け、募集または売出しの取扱い、売買その他の業務
4. 信託業務
5. 前各号の業務の他銀行法、担保付社債信託法、その他の法律により銀行が営むことのできる業務
6. その他前各号の業務に付帯または関連する事項

(本店の所在地)

第 3 条 当銀行は、本店を静岡県静岡市に置く。

(機 関)

第 4 条 当銀行は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査等委員会
3. 会計監査人

(公告方法)

第 5 条 当銀行の公告は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当銀行の発行可能株式総数は、19,800,020 株とする。

(自己の株式の取得)

第 7 条 当銀行は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第 8 条 当銀行の単元株式数は、100 株とする。

(単元未満株式についての権利)

第 9 条 当銀行の単元未満株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利
2. 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
4. 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式売渡請求)

第 10 条 当銀行の単元未満株式を有する株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その単元未満株式と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿管理人)

第 11 条 当銀行は、株主名簿管理人を置くものとする。

- ② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
- ③ 当銀行の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置き、他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当銀行においてはこれを取扱わない。

(株式取扱規程)

第 12 条 当銀行の株主の権利行使、株式および新株予約権に関する取扱いおよび手数料については、法令又は定款に定めるものその他、取締役会において定める株式取扱規程による。

第 3 章 株 主 総 会

(招 集)

第 13 条 当銀行の定時株主総会は、毎事業年度末日から 3 ヵ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。

② 株主総会は、静岡市において招集する。

(定時株主総会の基準日)

第 14 条 当銀行の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

(招集権者および議長)

第 15 条 株主総会は、取締役頭取がこれを招集し、議長となる。

② 取締役頭取に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により他の取締役がこれにあたる。

(議決権の代理行使)

第 16 条 株主は、議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。

② 株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当銀行に提出しなければならない。

(電子提供措置等)

第 17 条 当銀行は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

② 当銀行は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第 18 条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- ② 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(議事録)

第 19 条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果その他の法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録する。

第 4 章 取締役および取締役会

(取締役の員数)

第 20 条 当銀行の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、17 名以内とする。

- ② 当銀行の監査等委員である取締役は、5 名以内とする。

(取締役の選任)

第 21 条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。

- ② 選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- ③ 取締役の選任決議については、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第 22 条 取締役(監査等委員であるものを除く。)の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

- ② 監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
- ③ 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。
- ④ 会社法第 329 条第 3 項に基づく補欠の監査等委員である取締役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、当該決議後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開

始の時までとする。

(役付取締役)

第 23 条 取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役会長、取締役頭取各 1 名および取締役副会長、取締役副頭、専務取締役、常務取締役、取締役相談役若干名を定めることができる。

(代表取締役)

第 24 条 取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役頭取を代表取締役に選定する。

② 取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役頭取以外に当銀行の代表取締役を選定することができる。

(取締役の報酬等)

第 25 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当銀行から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

(取締役会の招集通知)

第 26 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要あるときは、この期間を短縮することができる。

② 取締役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議の省略)

第 27 条 当銀行は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があつたとみなす。

(取締役会に関する規程)

第 28 条 取締役会に関する事項は、法令または定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役の責任限定契約)

第 29 条 当銀行は、会社法第 427 条第 1 項の規定に基づき、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の

限度額は、法令が定める額とする。

(重要な業務執行の決定の委任)

第 30 条 当銀行は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

第 5 章 監査等委員会

(常勤の監査等委員)

第 31 条 監査等委員会は、その決議によって、常勤の監査等委員を選定することができる。

(監査等委員会の招集通知)

第 32 条 監査等委員会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- ② 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

(監査等委員会規程)

第 33 条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

第 6 章 計 算

(事業年度)

第 34 条 当銀行の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(剰余金の配当およびその基準日)

第 35 条 当銀行の期末配当の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

- ② 当銀行は、取締役会の決議によって、毎年 9 月 30 日を基準日として中間配当をすることができる。
- ③ 前 2 項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第 36 条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 5 年を経過しても受領されないときは、当銀行はその支払いの義務を免れる。

(附則)

1. 定款第 17 条の変更は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第 70 号)附則第 1 条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である 2022 年 9 月 1 日(以下「施行日」という)から効力を生じるものとする。
2. 前項の規定にかかわらず、施行日から 6 か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第 17 条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)はなお効力を有する。
3. 本附則は、施行日から 6 か月を経過した日または前項の株主総会の日から 3 か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

(令和 4 年 6 月 23 日改正)